



印西議第442号
平成22年12月22日

中 西 アイ子 様

印西市議会議長 出 山 國



請願の審査結果について（通知）

平成22年11月18日付けをもって提出された請願は、平成22年第4回定例会において下記のとおり決定したので通知します。

記

件名	結果
別居・離婚後の共同親権・共同監護の法制化と支援を求める意見書提出を求める請願	採択

※ 請願者が複数の場合、代表の方お一人に通知しています。

別居・離婚後の共同親権・共同監護の法制化と支援を求める意見書（案）

離婚後の子どもの養育について定めた民法第766条には、別居親との面会交流の規定がなく、多くの親子が別居や離婚、事実婚の解消を期に、親子の関係が断たれているという現実がある。裁判所での調停や審判を経て、面会交流の取り決めがなされても、法的な強制力がないため、決定自体が監護親によって反故にされ、守られない事例も少なくない。

また日本では、子どもの親権をどちらか一方に定める単独親権制度（民法第819条）を取っており、子どもの養育の責任が一方の親のみに帰属し、親権を失った親には、養育する権利はおろか、実の子でありながらお互いが自由に交流することも法的に保障されないため、これが離婚時における子どもの奪い合い紛争を激化させる主要な原因にもなっている。

共同親権を採用している国々では、緊急性のない親子の引き離しは、子どもへの虐待であるとの認識から、両親や子どもに対する教育や支援体制が充実し、日本の現行制度との違いが際立っている。多様な親子や家庭のあり方が模索される中、子どもの利益を最優先に考え、その視点に立った改善が求められる。

よって、下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 民法第819条を改正し、離婚後も親の子どもに対する権利義務は平等であるとの視点から、双方の親の養育の権利と責任を明確にする離婚後の共同親権・共同監護の制度を導入すること。
- 2 家庭内暴力や虐待などの事情も考慮した上で、離婚後も双方の親が子どもの養育に関わることが出来るように、面会拒否に対する強制力の付与など実効性のある離婚後の親子関係の法制化を行うこと。
- 3 別居・離婚後の親同士の関係を調整するため、第三者による仲介の支援や安全な面会場所の確保、離婚後の親子関係についての教育プログラムの提供、子どもの年齢に応じた面会交流のガイドラインの整備など、別居・離婚後の親子の交流を支援するための法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

印西市議会

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣